

法第1719号
令和6年7月18日

公益財団法人大吉財団
代表理事 山本 吉大 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第1号イ(2)に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和6年7月18日 から 令和11年7月17日 まで